

沼土総第 5-523号
令和8年 4月 9日

(株) 後藤ステップ 様

静岡県知事 鈴木 康 友



一般建設業の許可について（通知）

令和 8 年 3 月 30 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許 可 番 号 静岡県知事許可（般－08）第 39594 号

許可の有効期間 令和 8 年 4 月 9 日から令和 13 年 4 月 8 日まで

建設業の種類

土木工事業 建築工事業 石工事業 鋼構造物工事業

鉄筋工事業 舗装工事業 内装仕上工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 13 年 3 月 9 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）